

## 令和元年度給水装置工事主任技術者試験正答番号一覧

科目名	問題番号	正答番号
公衆衛生概論	問題1	4
	問題2	2
	問題3	3
水道行政	問題4	1
	問題5	2
	問題6	4
	問題7	1
	問題8	4
	問題9	1
給水装置工事法	問題10	2
	問題11	4
	問題12	3
	問題13	2
	問題14	2
	問題15	3
	問題16	2
	問題17	4
	問題18	3
	問題19	1

科目名	問題番号	正答番号
給水装置の構造及び性能	問題20	4
	問題21	3
	問題22	1
	問題23	2
	問題24	1
	問題25	2
	問題26	4
	問題27	3
	問題28	4
	問題29	2
給水装置計画論	問題30	4
	問題31	3
	問題32	3
	問題33	2
	問題34	1
	問題35	3
給水装置工事事務論	問題36	3
	問題37	1
	問題38	3
	問題39	3
	問題40	3

科目名	問題番号	正答番号
給水装置の概要	問題41	4
	問題42	1
	問題43	1
	問題44	1
	問題45	2
	問題46	4
	問題47	3
	問題48	3
	問題49	4
	問題50	3
給水装置施工管理法	問題51	2
	問題52	1
	問題53	2
	問題54	1
	問題55	4
	問題56	4
	問題57	- (別頁参照)
	問題58	4
	問題59	2
	問題60	1

**\*問題 57 について**

問題 57 は、(3) の記述にある「10 メートルから 50 メートル」は誤りで、正しくは「50 メートルから 500 メートル」であるため、正答は選択肢 (3) としていた。

一方、選択肢 (4) の記述は、「歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅 0.75 メートル以上」とあるが、建設工事公衆災害対策要綱が令和元年 9 月 2 日に改正され、改正要綱“第 27 歩行者用通路の確保”の規定の内容(※)と選択肢(4)の記述との相違が生じたため、この問題の選択肢として適切でない表現となっている。

以上のことから、問題 57 については正答なしとし、受験者全員を正解の扱いとした。

※建設工事公衆衛生災害防止対策要綱(抜粋) 令和元年 9 月 2 日施行

第 27 歩行者用通路の確保

1 発注者及び施工者は、やむを得ず通行を制限する必要がある場合、歩行者が安全に通行できるよう車道とは別に、幅 0.90 メートル以上(高齢者や車椅子使用者等の通行が想定されない場合は幅 0.75 メートル以上)、有効高さは 2.1 メートル以上の歩行者用通路を確保しなければならない。特に歩行者の多い箇所においては幅 1.5 メートル以上、有効高さは、2.1 メートル以上の歩行者用通路を確保し、交通誘導警備員を配置する等の措置を講じ、適切に歩行者を誘導しなければならない。

問題 57 建設工事公衆災害防止対策要綱に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 施工者は、歩行者及び自転車が移動さくに沿って通行する部分の移動さくの設置に当たっては、移動さくの間隔をあげないようにし、又は移動さく間に安全ロープ等を張ってすき間のないよう措置しなければならない。
- (2) 施工者は、道路上に作業場を設ける場合は、原則として、交通流に対する背面から車両を出入りさせなければならない。ただし、周囲の状況等によりやむを得ない場合においては、交通流に平行する部分から車両を出入りさせることができる。
- (3) 施工者は、工事を予告する道路標識、掲示板等を、工事箇所の前方 10 メートルから 50 メートルの間の路側又は中央帯のうち視認しやすい箇所に設置しなければならない。
- (4) 起業者及び施工者は、車幅制限する場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅 0.75 メートル以上、特に歩行者の多い箇所においては幅 1.5 メートル以上の通路を確保しなければならない。